

公民館における使用制限の一部緩和についての答申書骨子案

1 はじめに

- ・ 当会議による昭和 58 年 3 月 28 日答申は、30 年以上が経過している。
- ・ 社会情勢や公民館運営を取り巻く環境が変化し、現在の運営に馴染まないものも見られる。

2 使用制限の一部緩和について

(1) 特定の政党の利害に関する事業について

- ・ 政党、政派、後援会、政治団体による、政治報告会に類する公民館使用は、一般的な政治的教養の向上等につながるものであり、公民館の設置趣旨にかなう。
- ・ 社会情勢の変化や他都市の状況を踏まえ、市民の知る権利に配慮しつつ、認めることが適切と考える。

(2) 営利事業について

- ・ 公民館が主体となる、地域の特色に関連する物品の販売行為は、専ら営利を目的とするというものではなく、郷土意識や都市アイデンティティの向上等につながることから、実施することは適切と考える。

(3) 所管区域について

- ・ 活動団体の構成員の居住地は事実上広域化しており、使用制限の廃止は学習活動の更なる活発化に繋がると思われることから、所管区域による使用制限は廃止することが適切であると考ええる。
- ・ 公民館は学びを通じた地域づくりの拠点施設としての役割を果たすべきであることから、所管区域自体を存置することは必要であると考ええる。

3 答申内容の反映について

- ・ 答申の内容を反映できるよう例示表を修正する必要があると考える。